

空き家バンク制度を利用して、三豊市に移住された人をご紹介します。

みとよ暮らし みとよ時間



詫間町で見つけた空き家をリフォームして、みとよ暮らしを始めた高木誠さんと洋子さん



高木誠さんと洋子さん夫妻は平成28年9月、京都府から詫間町に移住してきました。「移住のきっかけは、ペットが飼える一軒家に住みたい」という妻の夢をかなえるためでした。空き家バンク制度を知り、インターネットで調べていくうちに、三豊市を見つけました。温暖な気候、近くに海があること、静かな場所であることなど、希望する条件のすべてを満たしていたのがこの物件でした。一階建てで十分なスペースがあり、庭もあるこの家が一目で気に入りましたね。今後

の生活のことも考え、部屋の段差をなくし、明るく開放的な家になるよう天井を取り除いて、太い梁が印象的な部屋にリフォームしました。これからの生活がますます楽しみになりましたね」と誠さんは話します。  
2人は三豊に来てから、念願のペットも飼い始めました。今は新しい家族との生活を満喫中です。  
「愛犬のコロと過ごす時間は、とても楽しく癒されます。都会ではペットを飼うのも難しいので、この家に出会えてよかったです。最近では、散歩に行く練習も始めたんですよ」と洋子さん。移住してきたからこそ感じられた、幸せな時間を過ごしています。  
また誠さんは、ここでの日課として、散歩を始めたと言います。



三豊での生活を始めた今は、庭のウッドデッキから植物の成長を眺めたり、愛犬が遊ぶ姿を見たりするのが2人の楽しみになっています

「家と丸山島のある鴨の越まで、約1時間かけて歩いていきます。散歩しながら、自然やきれいな空気を感じていると、あっという間に時間が過ぎてしまうんですよ。また、45年間ニューヨークに住んでいたこともあり、地域の人から国際交流活動への参加を進められています。庭での家庭菜園も始めたいし、いろいろと新しいことにチャレンジしていきたいですね」  
心満たす2人のみとよ暮らしは、まだまだ始まったばかりです。



空き家を貸したい！  
売りたい！  
空き家バンクに登録しませんか？

「空き家バンク制度」は空き家を貸したい・売りたいという空き家所有者と、空き家を借りたい・買いたいという空き家利用希望者、双方の橋渡しを行い、三豊市への移住・定住を応援する制度です。市では、空き家バンクの登録物件を随時募集しています。空き家を貸したい・売りたい人はまず、田園都市推進課までご連絡ください。

田園都市推進課 ☎73・3011

じんけん探訪54

性的マイノリティと人権

LGBTとは

生物学的な性と自分の思う性が異なる、他の性になりたい、二人以上の医師も認めている、このような人を性同一性障がいと呼びます。性的少数者、LGBTなどと呼ぶ場合もあります。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（特定の性的指向を持たない人）のそれぞれ頭文字をとった呼び名です。



文部科学省の性同一性障害児童生徒調査には、606件の事例報告が寄せられました（任意調査なので実際はこれ以上多い）。内訳は戸籍上の女性60%、男性39%、学校別では高等学校67%、中学校18%、小学校15%です。そのうち6割の学校は特別な配慮をしています。4割は本人や保護者などの要望で特別な配慮をしています。特別な配慮としては次のようなことが報告されています（文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」2014年）。

- ・学用品に付ける名前シールの男女別色分けをしない
- ・学内では通称を使う

- ・授業では男女混合グループを作る
- ・すべての生徒を「さん」付けで統一する
- ・内科検診を別にするなど



本人や家族に細やかな配慮を

同省は2015年、性同一性障がいの児童生徒に細かな配慮をするよう全国の教育機関に通達（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」）を出しました。性同一性障がいの児童生徒の心情などや保護者のプライバシーなどに配慮しながら、教職員と情報共有を進めて学校全体で支援体制をとること、あわせていじめや差別を許さない生徒指導・人権教育の推進を求めています。具体的な配慮や支援の事例として次のようなことが列挙されています。

【配慮】

- ・校内外にサポートチームを作って組織的に支援する
- ・本人や保護者の気持ちも尊重しつつ学校と情報共有に努める
- ・本人や保護者の同意を得て医師の助言も受ける
- ・他の児童生徒と均衡ある支援を進める
- ・卒業後戸籍上の性を変えたものが卒業証明を求めた場合は本人の利益を尊重して対応する

- ・保護者や本人の相談体制を充実させるなど

【支援】

- ・服装や髪型は本人の意思を認める
- ・トイレや更衣室の利用を認める
- ・保健体育の授業、水泳などは別メニューやレポートにする
- ・修学旅行では一人部屋を認め、入浴時間をずらす

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

人権に関する悩み、抱え込まずに相談してください

毎月、市内で人権相談所を開設し、人権擁護委員が人権相談を行っています。差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付けています。誰に相談していいかわからない、そんな悩みに専門家が対応します。相談日は、毎月広報紙の「保健・相談」ページ（人権相談）でお知らせしています。

また、電話での相談も可能です。法務局職員または人権擁護委員が対応します。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）☎0570・003・110

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分です。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008